

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和7年第2回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午後1時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ会議システムに配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番 西銘多紀子議員、5番 伊佐園恵議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

これから議案の上程に入ります。

日程第3. 議案第39号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第2号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第39号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議員の皆さん、こんにちは。議案の説明の前に、改めて議員各位、町民の皆さんにおわびを申し上げます。今回の議案につきましては、町体育協会の事務局職員の会計処理の不祥事に起因するものでございまして、改めておわびを申し上げます。それでは議案第39号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第2号） 令和7年度南風原町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。詳細につきましては、担当者から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 議案第39号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第2号）について、概要を説明します。

まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、町体育協会の事業運営及び島尻郡体育協会負担金の支払いが困難となったことから補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ977万円を追加し、補正後の一般会計予算額は195億607万2,000円となります。なお、今回の補正予算は、町体育協会の事業の中断を避ける必要があることから、臨時会での提案となりましたことをご理解いただきたいと思います。

では、歳入について説明します。6ページをお願いいたします。18款1項1目. 財政調整基金繰入金977万円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入を行うもので、補正後の基金残高は19億1,330万4,000円となります。

次に、歳出について説明します。7ページをお願いいたします。10款6項1目. 保健体育総務費977万円の増は、今後、町体育協会事業運営を事務局で行うための経費の計上となっております。以上が議案第39号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきます。去る6月議会中にこの問題が発覚して、私たちも急遽説明を受けて、その後記者会見に臨まれ、新聞報道等があったと理解をしています。その後、私のほうも町民の皆さん数名からどうなっているんだというようなこと、また状況はどうだったのかとか、中には率直にお叱りの言葉を投げる方もいらっしゃいました。今回の補正予算については、冒頭町長からも重ねてあったように、不祥事とは言っても犯罪行為にも類するところですので、補正予算自体は理解をするところではありますけれども、やはり町民の皆さんが求めているのは行政の信頼性、体育協会であったにせよ、どういう管理監督をしていたのか、またどういう状況下でこのような事件が起こったのか、そういうことが私たちにも問われているのだらうと思います。補正予算に直接関わるところではないかもしれませんが、今後の推移を見守っていかないといけないところ等々もあると思いますが、刑事・民事、そして行政の組織としての責任の所在、これについて町民の皆さんに説明をいただきたいと思います。その点については、今後も含めてどのように応えていくのか、その辺りのご説明

をお願いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 今回の件につきましては、管理監督の担当部署である我々のところで非常に反省をいたしているところでもあります。今後は全庁を挙げて、このような現金取扱いの部分について再度見直すというような形、それから今までのような現金取扱いの部分について、これから抜本的に考え方を考える必要があるのではないかと。人間が直接手を介して支払いを行ったり、徴収を行ったりという部分については、原則行政の機関の中では行っていなかったのですが、外部の機関、それから育成団体等についてもそういうものがあるということで、今回反省に至るところであります。今回教育総務課を中心に一旦調査を行って、再度抜本的な改善に向けて取組を行って、さらにその取組が行われた後は、町民の皆さんにも周知を行っていくという考えであります。以上になります。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 今の説明からも再発防止に向けた取組体制、そういうところは今後の努力になるところだろうと思います。ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、なぜこういうことが起こったのか、どういう状況下、また職場環境下で起こったのか。そして、繰り返し町長はおおびという表現をされていますけれども、誰にその管理監督責任があるのか。それをいつ、どのように具体的に明らかにするのか。この辺りは、私としては先日の説明以降、今日ある程度の時系列とか、そういう背景みたいなものが分かるような資料ないし説明がいただけるのかと思っていたのですが、今日は予算概要の説明にとどまっている。推測するには、これから調べないとはっきり出せないこともあるのだろうと理解しているの質疑ですので、そういうところをしっかりと今後明らかにしていくことが分からないと、その前提がないと私たちはこの予算に賛成していいものかと。町民の皆さんからはこれでいいのかと私は言われているわけです。ですから、今後しっかりと明らかにして説明責任を果たす、責任の所在を明確にする、そういうご答弁をいただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 お答えします。6月11日にこういう事案が発覚して、これまで与那原警察署、顧問弁護士と相談してきました。まだ調査の段階で全容が明らかになっていませんが、今後全容を明らかにした経緯も含めて、町民の皆さんを含め公表したいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 公表に当たって、繰り返しですが、一義的には犯罪行為だと思いますので、その当事者が悪いと思うのですが、町民の皆さんから問われているのは行政の信頼性ですので、それをしっかりと今後明らかにしていただきたいとお願い申し上げまして、質疑を終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 補正予算には直接関係ないと思うのですが、今回の被害額の回収見込みはどれぐらいできているのかどうかを教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 昨日も当該体育協会職員とその親族を役場に呼び出して、今後の返済について確認をしました。今現在、親族のほうで返済するというので申出があります。このことについて今後返済を担保とする契約書なり書面を締結して、返金に向けて対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 気が重いのですが、質疑をいたします。この件に関する出納の担当課長の決済は、どのタイミングでするのか。そして、その決済の最後はいつだったのか。

3つ目以降は、もし休憩が必要であれば休憩で答えていただいても結構です。その出納の手法、現金引出しとか、キャッシュカードを使ったりとかいろいろな方法があると思うのですが、非常に多い回数でなされたと認識していますので、その引き出しの方法はどういう方法でなされたのか。

4つ目に、3月以前にはこのようなことはなかったのか。

最後の5つ目で、今回の補助金以外からの使い込みはなかったのか。以上、伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。出納の決済のタイミングですが、本来であれば現金を引き出す前に確認を取る。支払いが終わった後に、また実際に支払われたのか、領収書等があるのかを確認するという流れでやるべき。また、現金の取り扱いについては複数人数で取り扱うというふうになっていたのですが、その確認作業を怠っていたということで、今回の事案になっております。

次に、この引き出しの方法についてですが、体育協会の引出方法につきましては、通帳と印鑑、こちらでその都度出金をするという形になっております。

次に4月以前、3月はどうだったかということですが

が、3月末に体育協会の会計監査を受けて、そのときは問題なしということしたので、4月に入ってから私的流用があったと、現時点で確認しております。

4つ目に、ほかに予算等、現金等でそういう私的流用がなかったかというご質疑ですが、現時点の調査では確認は取れていないと判断しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 分かりました。ありがとうございます。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第39号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第39号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第2号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 報告第6号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 報告第6号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第6号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。内容については、担当が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 まず説明の前に、今回の

専決処分の報告の事故日は2月7日、専決処分が6月13日と遅れた理由は、事務手続の中で確認・連絡等が遅れたことによるものです。今回、同様な事案が出ないよう気を引き締め、事務を行ってまいります。申し訳ありませんでした。

それでは報告第6号の説明をいたします。2ページをお願いいたします。1、専決処分手項 和解及び損害賠償の額の決定について。相手方、記載のとおりです。事故の概要、令和7年2月7日、南風原中学校内駐車場で学校車を後方へ進ませた際に、駐車していた乗用車に接触し、フロントバンパーを損傷させた。損害賠償額7万5,000円。

3ページをお願いします。事故発生状況略図があります。お目通しをお願いいたします。以上、報告第6号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についての説明となります。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。報告第5号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和7年第2回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会(午後1時21分)